

令和元年7月25日

北陸地方整備局港湾空港部

新潟港海岸（西海岸地区）の「海岸協力団体」を指定 ～海岸協力団体指定証を交付します～

北陸地方整備局港湾空港部では、新潟港海岸（西海岸地区）において「海岸協力団体」の募集を行い、申請のあった「新潟下町をよくする会」を、令和元年7月28日付けで海岸協力団体に指定します。

つきましては、「新潟下町をよくする会」に対する指定証の交付を、下記のとおり行うこととしましたのでお知らせします。

記

○日 時 : 令和元年7月28日（日）

10:00～ ビーチライフIN新潟 開会式

10:30～ 海岸協力団体指定証 交付

○場 所 : 新潟西海岸（新潟市中央区西船見町先）

「ビーチライフIN新潟」イベント特設ステージ

※荒天等によりイベント中止の場合は、日を改めて指定証の交付を行います。

○海岸協力団体の指定を受けた団体

にいがたしもまち

かい

新潟下町をよくする会（詳細については別紙1をご覧ください）

<海岸協力団体>

海岸協力団体とは、海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待されます。（別紙2参照）

同時発表記者クラブ

新潟県政記者クラブ

新潟県政記者クラブ

新潟市政記者クラブ

専 門 紙

問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 港湾空港部

港湾管理課長 高橋

課長補佐 藤田

TEL 025-370-6602

FAX 025-280-8783

新潟港海岸で「海岸協力団体」を指定！

海岸協力団体指定制度とは、自発的に海岸の清掃、植樹、維持、希少動植物の保護、環境教育、海岸環境の維持、保全、管理に関する調査研究等を行う民間団体等を支援するものです。

■ 指定日：令和元年7月28日

にいがたしもまち かい

■ 指定団体：新潟下町をよくする会

■ 住所：新潟市中央区附船町3丁目4122-6

■ 活動概要：新潟市中央区旧入船小学校などの各校下の自治会や町内会などの団体役員で構成された任意団体で、平成8年から約23年間にわたり新潟港海岸（西海岸地区）を中心に清掃・美化活動などに取り組んでいます。

（平成31年4月現在：33名在籍）



新潟港海岸（西海岸地区）における清掃・美化活動

■ 新潟港海岸（主な活動場所）位置図



出典元：国土地理院地図（電子国土WEB）

★海岸協力団体とは

- 海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。
- 海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。

海岸管理者（都道府県等）

申請

指定

法人または団体（NPO等）

自発的活動

海岸協力団体の活動のイメージ



海岸環境の維持
(清掃活動)



海岸植生の保護



希少種保護
(ウミガメ卵の保護)



環境教育活動



調査研究

■海岸法 第23条の4（海岸協力団体の業務）

海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- 二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

★海岸協力団体に指定されると？

- 海岸協力団体に指定されることにより、その活動に際し占用等の許可の手続きが簡素化されます。
- 国や海岸管理者から必要な情報提供や助言等を受けることができるとともに、法律上位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることを期待されます。